

## 総務政策委員会記録

開会年月日	令和3年9月21日
開会時刻	午前9時57分
閉会時刻	午前10時21分
出席委員名	◎小山 敏    ○山本正一    鈴木豊司    福井輝夫
	品川幸久    西山則夫
	浜口和久    議長
欠席委員名	藤原清史
署名者	鈴木豊司    福井輝夫
担当書記	奥野進司
審査案件	議案第73号    令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第6号） （総務政策委員会関係分）
	議案第76号    伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例の制定について
	議案第77号    伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一 部改正について
	議案第79号    伊勢市教育集会所条例等の一部改正について
	議案第89号    小型動力ポンプ付積載車の取得について
説明員	総務部長、総務部参事、職員課長、情報戦略局長
	情報戦略局次長、デジタル政策課長、環境生活部長、
	環境生活部参事、人権政策課長、教育長、事務部長、
	学校教育部長、学校教育課長、学校教育課副参事
	消防長、その他関係参与

## 審査経過

小山委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に鈴木委員、福井委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る9月6日の本会議において審査付託を受けた「議案第73号 伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、総務政策委員会関係分」外4件を審査し、全ての議案について全会一致で原案どおり可決すべしと決定した。委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時57分

### ◎小山敏委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は6名でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において鈴木委員、福井委員の御両名を指名いたします。

本日御審査願います案件は、去る9月6日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました5件であります。案件名については、審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

## 【議案第73号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）（総務政策委員会関係分）】

### ◎小山敏委員長

それでは、「議案第73号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

始めに、補正予算書の20ページをお開きください。歳出の款10消防費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で款10消防費の審査を終わり、歳出の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、8ページへお戻りください。歳入を一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、1ページにお戻りください。条文の審査に入ります。条文の審査は条文一括でお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で、議案第73号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第73号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、総務政策委員会関係分」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## 【議案第76号 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について】

◎小山敏委員長

次に、条例等議案書の1ページをお開きください。

1ページから10ページの「議案第76号 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

おはようございます。

今回提案いただいております条例でございますけど、規則のほうに委任している部分が非常に多くって、大変理解しづらくなっております。法律におきましては、政令の委任というような形で多く見受けられるんですが、私が今まで見たことのないような条例というふうになってます。今回の条例は全12条で構成をされておるんですが、この第12条の委任規定を除きます11条の中で、規則に委任している部分、何か所あるか御存じでしょうか。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

申し訳ございません、ちょっと箇所数は私、数えれておりませんが、規則に委任する内容としましては、審査方法の具体的なことでありますとか通知方法の具体的なこと、申請につきましては正本、副本の提出に関する事など、そういったことを規則のほうで定めてまいりたいと考えております。申し訳ございません。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

12ヶ所、11条中12ヶ所に及んできます、と思っております。そのような状況でありますので、理解できない部分が多くなっています。

例えばですね、参考資料としてこの条例の施行規則を添付するとか、あるいは規則委任した部分の説明をつけるとか、そういうふうな形で何か理解を求めるような方策があってもよかったのかなというふうに思うんですが、その点いかがということと、それともう一点、この規則そのものは既に作られておるのでしょうか、その点お聞かせください。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

委員仰せのとおり資料の提出方法については不足があったように思います。分かりにくい内容となっております、申し訳ございません。

規則につきましては、現在、作成を進めているところでございます。

◎小山敏委員長

鈴木議員。

○鈴木豊司委員

条例の中で規則に委任している部分があって、それを提案してますやんか。そんな中で、まだ作っている最中やというのはいかがかなというふうに思うんですわ。きちっと作っておいて説明をできるようにしとかないかんというふうに思っております。

それとですね、この第2条の定義の中で、市の機関等に市議会も含まれてまいります。この市議会もですね、この条例が施行された後にはこの条例そのもの運用をしていくことになるのかなというふうに思うんですが、あらかじめ市議会のほうにはお話をされておるのかどうなのか、その点はいかがですか。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

議会事務局のほうにはですね、こういった条例をつくっていくことと、その定義の中に市議会も含むっていう部分につきまして御相談させていただいております。以上でございます。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それも内容を、中身を理解した上で、議会として理解をしてもらったという思いでいいですか。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

具体的にはこういった部分をオンライン化するということは今後かなと思いますが、今回の条例の適用にして、今後検討して進めていくことは可能であるというふうな認識で議会事務局と相談させていただきました。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

次に、多くの箇所教えてほしい部分がいっぱいあるんですけど、ちょっと切りがありませんので、2点だけちょっとお聞かせ願いたいんですが、第4条第4項に署名の規定がございますね。ここよく分からないのですが、署名を求める場合、マイナンバーカードを持っておれば署名は必要ないということになるんですか。これ、中身をちょっとよう理解せんのですけれども。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

今回の条例に基づくオンライン申請につきまして、署名の方法、電子署名の方法としてマイナンバーカードが利用できる、こういったことがこの条文の趣旨でございます。筆記による署名の代替措置としてマイナンバーカードを使うことができるというような形で書いてございます。

マイナンバーカードの使い方につきましては電子証明書としての使い方になりますので、オンラインシステム上での使い方となります。以上でございます。

◎小山敏委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません、もう一点、同じく第4条第5項に手数料の納付の規定がございますよね。納付の方法につきましては、一つに電子情報処理組織を使用する方法、それからもう一つは、その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものということであるんですが、これは具体的にどんな納付方法になるのでしょうか。

◎小山敏委員長  
デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

こちらにつきましては、国の法律も参考にさせていただいておるんですけれども、具体的にはクレジットカードでの決済、こういったことを想定しております。以上でございます。

◎小山敏委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

クレジットカード、こちらに二つ方法を書いてもらってあるんですけれども、それぞれどんな方法があるっていうのは教えてもらうことはできないんですか。

電子情報処理組織をする場所する方法、クレジットカードはこっちに入るんですか。

それともう一つ、規則で定める方法もあるっていうことが書いてあるんですけど、それを分けて教えてもらえませんか。

◎小山敏委員長  
デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

こちらにつきましては、クレジットカードでの納付の場合、また今後キャッシュレス決済、ほかの方法もございますので、そういった部分で電子計算処理組織を、そしてその他の情報通信技術を使って、こういったことも規則で定めて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎小山敏委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この10月11日から、それらによります納付が可能となるわけですね。そうしたときに、窓口のほうではもう混乱は全く生じないという理解でいいのか、その辺りを当局の皆さんはどのような形で想定をされておるのか、最後にその点だけ教えてもらえますか。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

こちらのクレジット納付につきましては、オンライン申請が可能となった手続きにつきまして手数料をいただく必要がございます手続きにつきまして、クレジットカードで納付を可能とするものでございます。

現在の窓口での現金払いを、これによりましてクレジット払いに変えるというものではございませんものですから、すぐに混乱は生じないと考えております。

また、オンライン手続きに関しましては、十分な周知をさせていただきまして、その納付方法にもわかりやすい周知を図りまして進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎小山敏委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

すみません、一点だけ確認させてください。

私も第4条のところ、第6項なんですけど、「申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合」って書いてあるんですけど、具体的にどんなことなのか、それがたくさんあるのか珍しいことなんかっていうことがさっぱり分からないので、そこら辺ちょっと教えてください。

◎小山敏委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

具体的には、今後進めていく中でこういった場合が考えられるか、というところであると思うんですけども、これは市独自の手續ではございませんが、例えば保育などで面談が必要な場合もあると考えております。そういったこともオンライン申請をいただく中で、面談については対面でというようなことも考えられることから、部分的なオンラインも可能とする規定として第6号を置かせていただいているところでございます。以上でございます。

◎小山敏委員長  
品川委員。

○品川幸久委員

ちょっとぴんとこやへんのですけど、書類申請の段階での対面っていうんでね。結構これ法に基づいてつくられたと思うので、何かのときの受皿で書いてもらっているなら、もうそれはそれでええんですけど、具体的にポンと出てくるものがなくてですね、先ほどちょっとヒアリングもさせてもらったんですけど、印鑑証明を一緒につけやないかんとかというようなことも聞いたんですけど、車の申請なんかでも、印鑑証明を渡して業者さんにみんなやってもらう部分がたくさんあるんで、そこら辺が市に一体どんなもんが値するんかなっていうのがちょっと分からないんでね、そういう不測の事態の受皿のために書いてあるっていうんやったらそれで十分納得できるんですけど、あんまりぴんとこなかったんで聞かせてもらいました。結構です。

◎小山敏委員長  
他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、以上で議案第76号の審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第76号 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」  
原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第77号 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に、11ページをお開きください。

11ページから17ページの「議案第77号 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等  
の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長



御発言もないようですので、以上で議案第77号の審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第77号 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第79号 伊勢市教育集会所条例等の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に、21ページをお開きください。

21ページから27ページの「議案第79号 伊勢市教育集会所条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありますか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回の提案ですね、すごく複雑になっているのかなというふうに思います。ちょっと改正の内容につきまして、まずこの三つの条例を総括して確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず一つは、小木教育集会所が廃止をされます。

それから二つ目は、朝熊教育集会所の機能を朝熊市民館に移して、朝熊教育集会所と朝熊市民館の集約、複合化を図ります。

それから三つ目が、大久保市民館を廃止して、大久保地区集会所を大久保市民館跡に移転する。

それから四つ目には、朝熊地区集会所が廃止をされます。

その4点になろうかと思うんですが、その結果、教育集会所が三つの施設が二つに、それから地区集会所が5施設から4施設に、隣保館が3から2に変更をしていくということと理解したんですが、それでよろしいでしょうか。

◎小山敏委員長

人権政策課長。

●廣人権政策課長

すみません、私のほうからまず地区集会所と市民館について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、伊勢市施設類型別計画に基づきまして、朝熊市民館と大久保市民館を朝熊市民館に集約化し、2館を1館にするとなっております。そして、大久保市民館につきましては、大久保市民館を大久保地区集会所に転用させていただきます。朝熊地区集会所につきましては、地元自治会のほうに譲渡を行うということで改正を行うところでございます。以上でございます。

◎小山敏委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
すみません。地区集会所は5から4に、それから隣保館が3から2に変わるということで、その点だけよろしいですか。

◎小山敏委員長  
人権政策課長。

●廣人権政策課長

現在は、隣保館につきましては黒瀬と朝熊と大久保と3館ございます。これが、黒瀬と朝熊、朝熊の中に今の大久保市民館のほうの機能を集約いたしますので、機能としては3館分の機能ですけども2館に集約するとなっております。

地区集会所に関しましては、朝熊地区集会所のほうを地元自治会のほうに譲渡を行いますので、地区集会所は現在の5から4になると、そのようになります。以上でございます。

◎小山敏委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
はい、ありがとうございます。  
教育集会所も3から2でいいかと思うんですが……すみません。

◎小山敏委員長  
学校教育課副参事。

●上永学校教育課副参事

委員がおっしゃられるとおりに教育集会所のほうは3から2になります。お願いいたします。

◎小山敏委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回の改正によりますと、施設類型別計画とは少し変わった整理の仕方となっている部分がありますし、小木教育集会所、それから朝熊教育集会所、大久保地区集会所、朝熊地区集会所の建物そのものがそれぞれ不要になってくるというふうに思っています。

お尋ねしたいのは、施設類型別計画との整合性の問題、それから不要となる建物処分の方向性につきましてはどのようになさるおつもりなのか、その点だけお聞かせいただけないでしょうか。

◎小山敏委員長

人権政策課長。

●廣人権政策課長

まず、言われました大久保地区集会所につきましては、この機能を大久保市民館に移しますので、大久保地区集会所の跡地につきましては、今後除却し、大久保地区集会所のための駐車場用地として活用してまいりたいと考えております。

また、朝熊地区集会所に関しましては地元のほうに譲渡を行いたいと考えております。以上でございます。

◎小山敏委員長

学校教育課副参事。

●上永学校教育課副参事

まず、小木教育集会場のほうですが、類型別計画に基づきまして一般への譲渡ということで、売却の方向で調整しております。

朝熊教育集会所のほうですが、朝熊市民館のほうに機能を移転いたしますので、建物のほうは除去して地元へ譲渡ということで、計画に基づいて進めております。以上でございます。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

●鈴木豊司委員

朝熊教育集会所は除去されるんですか。

◎小山敏委員長

学校教育課副参事。

●上永学校教育課副参事

除去されます。

◎小山敏委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
建物を壊して、それで土地だけ譲渡するというような形になるんですか。

◎小山敏委員長  
学校教育課副参事。

●上永学校教育課副参事  
そのとおりでございます。

◎小山敏委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
大久保地区集会所は、先ほど壊して駐車場にするとおっしゃっていただけませんでした。

◎小山敏委員長  
人権政策課長。

●廣人権政策課長  
大久保地区集会所につきましては、今の機能を現在の大久保市民館に移した後につきましては、この後除却を行いまして、地域のための駐車場用地として活用したいと考えております。以上でございます。

◎小山敏委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
もう一点、施設類型別計画と若干異なっておるんですが、その点はいかがでしょう。

◎小山敏委員長  
資産経営部参事。

●日置資産経営部参事  
施設類型別計画につきましては、様々な建物があって、そしてその建物の状況を見て、中には譲渡を行っていくというふうなものについても、もうちょっと使えないというふうなものについては除却という方向とか、そういうふうないろいろな現状を把握した中で今後

も対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

最後にしますけど、計画では朝熊市民館と大久保市民館が集約複合というような形で計画されておるんですが、実際は朝熊市民館と朝熊教育集会所が集約されるような形になるんですね。この類型別計画というのは、例えば見直し、修正はしていくんですか。それだけ教えてください。

◎小山敏委員長

資産経営部参事。

●日置資産経営部参事

こちらですね、地域のこの方法については、非常にこうマネジメントを推進していただいております。その中でも、やはりその修正すべきところというのは、この地域のみならず、ほかの部分でもそのようなものが出てまいりますので、それについては1期終了前後で全体像を皆様に報告させていただきたいと、そのように考えております。

◎小山敏委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、以上で議案第79号の審査を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第79号 伊勢市教育集会所条例等の一部改正について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## 【議案第89号 小型動力ポンプ付積載車の取得について】

◎小山敏委員長

次に、追加議案書の「議案第89号 小型動力ポンプ付積載車の取得について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で議案第89号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第89号 小型動力ポンプ付積載車の取得について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査願います案件は全て終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時21分

上記署名する。

令和3年9月21日

委員 長

委 員

委 員